

# 月収額の計算例

例  
大阪太郎さん  
の場合

- 本人（大阪太郎さん） 年間総収入金額 3,900,000円（会社員）
- 妻（大阪花子さん） 年間総収入金額 0円（無職）
- 長女（大阪はるかさん） 年間総収入金額 1,380,000円（会社員）
- 長男（大阪真人さん） 年間総収入金額 0円（高校生）

## 1. 年間総収入金額から年間所得金額をそれぞれ計算し、合計します。

<b>A</b> 本人の年間総収入金額	<b>B</b> 長女の年間総収入金額
(なま とう) 百 十 万 千 百 十 円 大阪太郎 3 9 0 0 0 0 0	(は ま り か) 百 十 万 千 百 十 円 大阪はるか 1 3 8 0 0 0 0

年間総収入金額	年間給与所得金額	
㉞ 551,000円未満	年間給与所得=0	
㉟ 551,000円以上 1,619,000円未満	年間総収入金額-550,000円	-最高10万円※ <b>B</b>
㊱ 1,619,000円以上 1,620,000円未満	年間給与所得=1,069,000円	
㊲ 1,620,000円以上 1,622,000円未満	年間給与所得=1,070,000円	
㊳ 1,622,000円以上 1,624,000円未満	年間給与所得=1,072,000円	
㊴ 1,624,000円以上 1,628,000円未満	年間給与所得=1,074,000円	
㊵ 1,628,000円以上 1,800,000円未満	年間総収入金額を4000で割り、その答えの1円未満を切捨てた後に4000を掛け戻して計算した額を、右のAにあてはめてください。	A×0.6 + 100,000円
㊶ 1,800,000円以上 3,600,000円未満		A×0.7 - 80,000円
㊷ 3,600,000円以上 6,600,000円未満		A×0.8 - 440,000円
㊸ 6,600,000円以上 8,500,000円未満	年間総収入金額×0.9-1,100,000円	
㊹ 8,500,000円以上	年間総収入金額-1,950,000円	

年金所得者・その他の所得者の場合は計算方法が異なります。

**A** 本人の年間所得金額

$$3,900,000 \text{円} \div 4000 = 975.0 \text{円}$$

(1円未満切捨て)

$$975 \times 4000 \times 0.8 - 440,000 = 2,680,000 \text{円}$$

$$2,680,000 - 100,000 = 2,580,000 \text{円}$$

**B** 長女の年間所得金額

$$1,380,000 \text{円} - 550,000 = 830,000 \text{円}$$

$$830,000 - 100,000 = 730,000 \text{円}$$

それぞれの所得金額を合計します。

年間所得金額合計

百 十 万 千 百 十 円
3 3 1 0 0 0 0

## 2. 年間所得金額合計から控除額合計を差し引いた額を12で割ります。

控 除 額	
①同居及び扶養 親族控除	(入居しようとする親族(本人を除く)及び遠隔地扶養親族) 1人につき <input type="text" value="38万円"/> × 3人 = 114万円
②老人控除対象 配偶者控除	1人につき <input type="text" value="10万円"/> × 人 = 万円
③老人扶養控除	
④扶養親族控除	1人につき <input type="text" value="25万円"/> × 1人 = 25万円
⑤障がい者控除	1人につき <input type="text" value="27万円"/> × 人 = 万円
⑥特別障がい者控除	1人につき <input type="text" value="40万円"/> × 人 = 万円
⑦寡婦控除	1人につき <input type="text" value="最高27万円"/> × 人 = 万円 (計算後の所得額が27万円未満の時はその額)
⑧ひとり親控除	1人につき <input type="text" value="最高35万円"/> × 人 = 万円 (計算後の所得額が35万円未満の時はその額)

妻  
長女 } 3人分  
長男 } ※本人は人数に入れない。

長男(高校生・17歳) 1人分

それぞれの控除額を合計します。

控除額合計

百 十 万 千 百 十 円  
1 3 9 0 0 0 0

控除後の年間所得金額

百 十 万 千 百 十 円  
1 9 2 0 0 0 0 ÷ 12 =

計算後の月収額

160,000 円

年間所得金額合計から控除額合計を差し引きます。

# 月収額の計算方法

## 1. まず、年間総収入(所得)金額を計算します。

あなたは、  
給与所得者？  
年金所得者？  
その他の所得者？

●給与所得とは

給料、賃金、ボーナスなどの所得です。例えば、会社員、店員、日雇労働者、パート、事業専従者などの収入をいいます。給与所得でいう総収入金額とは、給与所得控除をする前のもので、ボーナス、手当などを含んだ金額です。(ただし非課税所得は含みません。)

●年金所得とは

厚生年金、国民年金、恩給などの所得です。例えば、老齢年金、退職年金をいいます。法律により非課税とされている各種年金(障がい年金、遺族年金、福祉年金等)による所得については、0円としてください。

●その他の所得とは

事業所得、利子所得、配当所得、不動産所得、雑所得などの所得です。例えば、自営業、サービス業、外交員などの所得をいいます。これらの所得で税金の申告をしている方は、所得金額を十分に確かめてください。

収入のある方が2人以上いる場合は、それぞれ計算してください。

給与所得者  
の場合

年金所得者  
の場合

その他の  
所得者  
の場合

就職時期など

- ①現在の勤務先に前年1月1日以前から引続き勤務している場合
- ②現在の勤務先に前年1月2日以後に就職し、1年以上勤務している場合
- ③現在の勤務先に就職してから1年に満たない場合
- ④現在の勤務先に就職してからまだ給与(1カ月分)を受けていない場合

年金の受給期間

- ①1年以上引続き年金を受給している場合
- ②年金を受給してから1年に満たない場合

開業等の時期

- ①前年1月1日以前から引続き同じ事業をしている場合
- ②前年1月2日以後に現在の事業を始めた場合



●次のものについては、所得金額に含みません。

遺族恩給、遺族年金、増加恩給、傷病者年金、障がい者年金。  
雇用保険、労働災害保険金、労働基準法に基づく休業補償費。  
短期譲渡所得、長期譲渡所得、退職金等の一時所得。  
生活保護の扶助料、公害認定患者の障がい補償費、児童扶養手当等政令などにより非課税とされているもの。

計 算 の し か た	
	前年分の年間総収入金額 (源泉徴収票の支払金額の欄に記載されている額)
	勤務した翌月から12ヵ月間の総収入金額
次により計算した金額	$\frac{\text{勤務した翌月から申込み月の前月までの総収入金額一賞与}}{\text{勤務した翌月から申込み月の前月までの月数}} \times 12 + \text{賞与}$
次により計算した金額	雇用条件にもとづき支給が予定されている1ヵ月分の給与×12

**A**

**年間総収入金額**

円 次へ

この金額を申込書に記入してください。

計 算 の し か た	
	前年分の支払年金額。(年金額の改定があった場合は、改定通知書の支払年金額) ※2種類以上の課税対象年金を受給している場合は、その合計支払年金額
	年金証書の支払年金額。(年金額の改定があった場合は、改定通知書の支払年金額) ※2種類以上の課税対象年金を受給している場合は、その合計支払年金額

**B**

**年間総収入金額**

円 次へ

この金額を申込書に記入してください。

計 算 の し か た	
	前年分の年間所得金額 (所得税確定申告書控の所得金額の欄に記載されている額)
	事業を始めた翌月からの所得金額により計算した額 ※「A 給与所得者の場合」を参考にしてください。

**C**

**年間所得金額**

円 次へ

この金額を申込書に記入してください。



**日雇労働者の場合**

給与所得者として賃金を受けている場合は「A 給与所得者の場合」で計算してください。また、日雇賃金所得として税務署に自己申告されている場合は「C その他の所得者の場合」で計算してください。

## 2. 次に、年間総収入金額から年間所得金額を計算します。

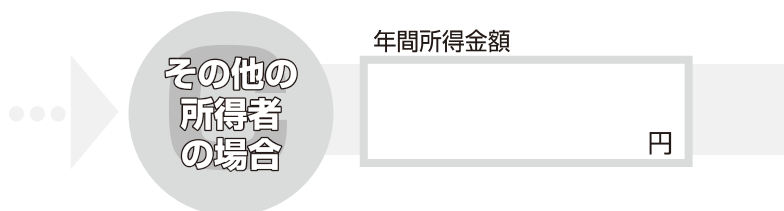
収入金額によって計算方法が異なります。

年間総収入金額	
ア	551,000円未満
イ	551,000円以上 1,619,000円未満
ウ	1,619,000円以上 1,620,000円未満
エ	1,620,000円以上 1,622,000円未満
オ	1,622,000円以上 1,624,000円未満
カ	1,624,000円以上 1,628,000円未満
キ	1,628,000円以上 1,800,000円未満
ク	1,800,000円以上 3,600,000円未満
ケ	3,600,000円以上 6,600,000円未満
コ	6,600,000円以上 8,500,000円未満
サ	8,500,000円以上



年齢と収入金額によって計算方法が異なります。

受給者の年齢	年間総収
65歳以上	ア
	イ 1,100,001円以上
	ウ 3,300,000円以上
	エ 4,100,000円以上
	オ 7,700,000円以上
64歳以下	ア
	イ 600,001円以上
	ウ 1,300,000円以上
	エ 4,100,000円以上
	オ 7,700,000円以上



年間給与所得金額		
年間給与所得金額=0		
年間総収入金額-550,000円	-最高10万円※	
年間給与所得=1,069,000円	-10万円	
年間給与所得=1,070,000円		
年間給与所得=1,072,000円		
年間給与所得=1,074,000円		
年間総収入金額を4000で割り、その答えの1円未満を切捨てた後に4000を掛け戻し、出た額を右のAにあてはめてください。		$A \times 0.6 + 100,000$ 円 $A \times 0.7 - 80,000$ 円 $A \times 0.8 - 440,000$ 円
年間総収入金額 $\times 0.9$ -1,100,000円		
年間総収入金額-1,950,000円		

※10万円未満のときはその金額

**A**

年間給与所得金額

円 次へ

入金額	年間年金所得金額	
1,100,000円以下	年間年金所得金額 =0	
3,299,999円以下	年間総収入金額 -1,100,000円	-最高10万円※
4,099,999円以下	年間総収入金額 $\times 0.75$ - 275,000円	-10万円
7,699,999円以下	年間総収入金額 $\times 0.85$ - 685,000円	
	年間総収入金額 $\times 0.95$ -1,455,000円	
600,000円以下	年間年金所得金額 =0	
1,299,999円以下	年間総収入金額 - 600,000円	-最高10万円※
4,099,999円以下	年間総収入金額 $\times 0.75$ - 275,000円	-10万円
7,699,999円以下	年間総収入金額 $\times 0.85$ - 685,000円	
	年間総収入金額 $\times 0.95$ -1,455,000円	

※10万円未満のときはその金額

**B**

年間年金所得金額

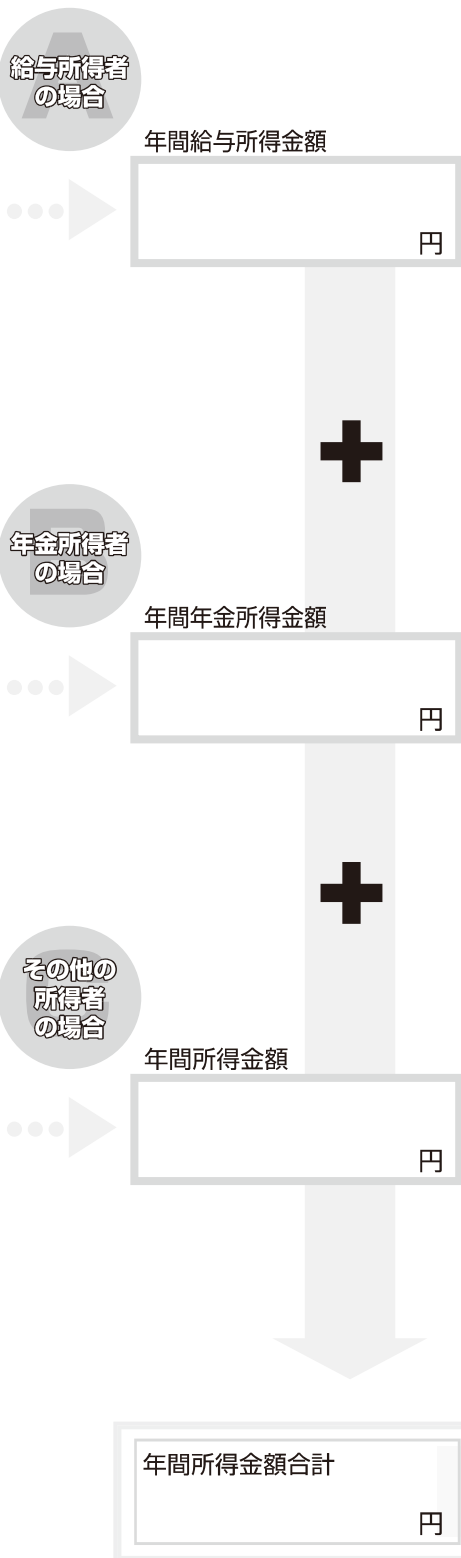
円 次へ

**C**

年間所得金額

円 次へ

### 3. 最後に、控除額を差し引いて月収額を計算します。



控除の種類		控除対象となる方
同居及び扶養親族控除		入居しようとする親族(申込者本人を除く)及び遠隔地扶養家族
特別控除	老人控除対象配偶者控除	同一生計配偶者で、70歳以上の方
	老人扶養控除	扶養親族で、70歳以上の方
	扶養親族控除	扶養親族(配偶者を除く)で、16歳以上23歳未満の方
	障がい者控除	申込者本人、同居親族又は扶養親族のうち、次に該当する方 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 身体障がい者手帳の交付を受けている方</li> <li>● 戦傷病者手帳の交付を受けている方</li> <li>● 知的障がい者更生相談所等により知的障がいと判定された方</li> <li>● 精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方など</li> </ul>
	特別障がい者控除	申込者本人、同居親族又は扶養親族のうち、次に該当する方 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 身体障がい者手帳の交付を受けている方で、1級又は2級に該当する方</li> <li>● 戦傷病者手帳の交付を受けている方で、特別項症から第3項症までに該当する方</li> <li>● 知的障がい者更生相談所等により、重度の知的障がいと判定された方など</li> <li>● 精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方で、1級に該当する方など</li> </ul>
	か 夫 寡 婦 控 除	申込者本人又は同居親族のうち、「ひとり親」に該当せず、合計所得金額が500万円以下で、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる方がおらず、次のいずれかに該当する方 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 夫と離婚した後婚姻をしておらず扶養親族がいる方</li> <li>● 夫と死別した後婚姻をしていない方又は夫の生死が明らかでない方</li> </ul>
ひとり親控除		申込者本人又は同居親族のうち、現に婚姻をしていない方又は配偶者の生死の明らかでない方で、次の要件のすべてに該当する方 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと</li> <li>● 生計を一にする子(その年分の総所得金額等が48万円以下で、他の人の同一生計配偶者や扶養親族になっていない)がいること</li> <li>● 合計所得金額が500万円以下であること</li> </ul>

※控除額を誤って計算されますと収入基準に合わない場合がありますのでご注意ください。

年間所得金額合計から控除額の合計を差し引いてください。

控除額の計算				控除額
1人につき 38万円	×	人	=	円
1人につき 10万円	×	人	=	円
1人につき 25万円	×	人	=	円
1人につき 27万円	×	人	=	円
1人につき 40万円	×	人	=	円
1人につき 最高27万円 (左記に該当する方の所得金額が27万円未満のときは、その額)	×	人	=	円
1人につき 最高35万円 (左記に該当する方の所得金額が35万円未満のときは、その額)	×	人	=	円
控除額の合計				円

★計算後の月収額が

次に該当する方が申込みすることができます。

- ・申込まれるご本人(名義人)の年齢が50歳(※)未満の場合  
123,000円以上487,000円以下
- ・上記以外の場合  
158,000円以上487,000円以下

※申込み日現在の年齢となります。  
・申込みにあたっては、他の申込資格を満たしている必要があります。  
(申込資格については7~8ページをご参照ください。)

控除後の年間所得金額
円
÷ 12 =

円

↑この金額を申込書に記入してください。



# 収入に関する証明書類の見方

## 源泉徴収票の見方

令和 年分 給与所得の源泉徴収票

中央区大手前2丁目  
大阪 太郎

給与支払額	3,724,000	2,216,800
源泉徴収額		
支払総額		

※この金額を年間総収入金額として計算してください。

## 住民税課税証明書の見方

(令和〇年分所得)

### 住民税課税証明書

納税義務者氏名	納税義務者住所
明・大・昭・平 年 月 日生	

令和〇年分所得	円	配偶者控除	有・無・老	円	令和〇年度住民税額	円
所得内訳		扶養控除	人		税額内訳	
種類	金額	老人扶養控除	人		所得割額	円
給与所得	円	特定扶養控除	人		均等割額	円
(給与所得控除前)	( )円	本人障がい者控除	特・普			
事業所得	円	寡婦控除	人			
雑所得	円	勤労学生控除	人			
(公的年金等収入)	( )円	ひとり親控除	人			
		扶養障がい者控除	特障			
			普障			

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

市区町村長

印

この金額を年間総収入金額として計算してください。

## 所得税確定申告書の見方

### 令和〇年分の所得税の 申告書 B

所得金額	事業等	①							
	農業	②							
	不動産	③							
	利子	④							
	配当	⑤							
	給与	⑥							
	雑	⑦							
	総合譲渡・一時 ⑦+{(③+④)×1/2}	⑧							
	合計	⑨		2	3	0	0	0	0

この金額を年間所得金額として計算してください。

## 年金振込通知書の見方



親展

### 大切なお知らせ

- ① 年金額改定通知書
- ② 年金振込通知書

差出人

日本年金機構

Japan Pension Service  
〒168-8505 東京都杉並区高井戸西三丁目5番24号

「ご案内は内側にあります。」

矢印の方向へゆっくり回して開いてください。  
(水に濡れている場合は、よく乾かしてから開いてください。)

### ② 年金振込通知書

以下の金額がご指定の金融機関の預貯金口座に振り込まれます。  
なお、お支払いは令和 年 月から令和 年 月までの各徴収月に Rowe されます。(裏面の支払予定日を参照ください)

年金の種類 年金

基礎年金番号 年金コード

受給者氏名  
振込先

「年金支払額」および「年金から特別徴収する保険料(税)額」等の金額

年金支払額	円
介護保険料額	円
	円
所得税額および復興特別所得税額	円
個人住民税額	円
控除後振込額	円

※年金から特別徴収する保険料等とは、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民健康保険料(税)および個人住民税となります。

令和〇年 6 月 4 日

厚生労働省  
官署支出官 厚生労働省年金局事業企画課

印

この金額を6倍すると年間受給額となります。また2種類以上受給している場合はその合計額です。

# 申込書の記入例

例  
大阪太郎さん  
の場合

●本人（大阪太郎さん）	年間総収入金額	3,900,000円（会社員）
●妻（大阪花子さん）	年間総収入金額	0円（無職）
●長女（大阪はるかさん）	年間総収入金額	1,380,000円（会社員）
●長男（大阪真人さん）	年間総収入金額	0円（高校生）

申込書を記入される際には、次の点にご注意ください。

- 1.赤の太枠内を全部記入してください。  
（※印のある欄は、記入しないでください）
- 2.申込者・同居者の氏名には必ずフリガナを記入してください。
- 3.配偶者（夫・妻）の有無を必ず記入してください。
- 4.計算後の月収額は、9～16ページにより計算した額を記入してください。
- 5.現在別居中の方と同居しようとする場合は、申込書右下（L その他）の空欄にその理由を記入してください。

申込区分と住宅名は必ず記入してください。

職業は具体的に記入してください。  
（会社員、公務員、〇〇外交員、サービス業、大工、日雇大工、日雇労働者、日雇運転手、事業専従者、小学1年生、中学3年生、無職など）

※就職した年月は必ず記入してください。

入居を申し込むご家族全員を記入してください。  
原則、ここで記載されていない方は入居できません。

※（死亡・出生による場合は除く。）

結婚・出産などの理由により退職する方で退職後無職・無収入になる方は「〇年〇月退職予定」と記入してください。

年金・恩給を受けている方はその種類を記入してください。



# 記入例

申込区分	3592-1	受付番号		※	※
住宅名	千里佐竹台	番		一次審査	二次審査

**府営住宅入居申込書**  
**特定公共賃貸住宅**  
**特別募集**

指定管理者 代表者様  
令和7年4月1日

この申込書の記載内容が事実と相違するときは申込みを無効とされても異議のないことを誓約し、暴力団員であるかどうかについて大阪府警察本部長の意見を聴くことに同意の上、次のとおり申込みます。

(注) 1. 月収額は、申込みのしおりの計算例により。 2. ※印のある欄は、記入しないでください。 3. 配偶者(夫・妻)の有無を必ず記入してください。 4. 現在別居中の方と同居しようとする場合は下欄(5)の空欄にその理由を記入してください。

申込者氏名	住所フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ	収入の状況	
							給与・年金・その他所得の別	年間総収入(総所得)金額
大阪太郎	大阪中央区上町1丁目0枚000号	大阪太郎	大阪太郎	大阪太郎	大阪太郎	大阪太郎	540,000	3,900,000円
大阪花子		大阪花子	大阪花子	大阪花子	大阪花子	大阪花子	0	0円
大阪はるか		大阪はるか	大阪はるか	大阪はるか	大阪はるか	大阪はるか	1,380,000	1,380,000円
大阪真人		大阪真人	大阪真人	大阪真人	大阪真人	大阪真人	0	0円

あなたが住宅を必要としている事情は？(あてはまるものに○印をつけ、必要事項を記入してください。)

(1) いま住んでいる住宅の種類 ア. 本人の持家    イ. 親族の持家 ウ. 借家 (アパート・文化住宅・マンション・一戸建) エ. 社宅・寮 <input checked="" type="checkbox"/> 府営住宅    カ. 公社・UR キ. 市・町・村営住宅    ク. 雇用促進住宅    ケ. 間借り コ. その他 ( )	(6) 住宅を必要としている理由 A 家賃が高い    B 住宅が狭い C 設備が不十分    D 住宅が古くいたんでいる E 環境が悪い    F 災害の危険がある G 他の世帯と同居している (他の世帯の構成) ① 正当な理由による立退きの要求を受けている I 通勤に不便 ( 時間 分) J 結婚するため ( 年 月予定) ② 婚約者との申込みの場合は、原則として入居の手続き時に、「婚姻届の受理証明書」など、すでに婚姻していることを証明する書類が必要です。[婚姻前(1ヵ月以内)から入居することも可能ですが、その場合は、媒酌人、親族などによる婚約を確認できる書類が必要です。] ③ 高齢者世帯と親族との近居 その他
---	---

(2) 家賃 35,000円  
(3) 現在の家族構成 4人 (本人・配偶者・子(伊)・父・母・兄弟姉妹・その他( ))  
(4) 住宅の部屋数 2室 畳数 12畳  
(5) 申込者と府営住宅に入居しようとする者の中に家屋の所有者が    ア. いる     いない  
④ アに○印をされた方は府営住宅入居時に申込者及び府営住宅に入居しようとする者以外に所有権を移転する必要があります。